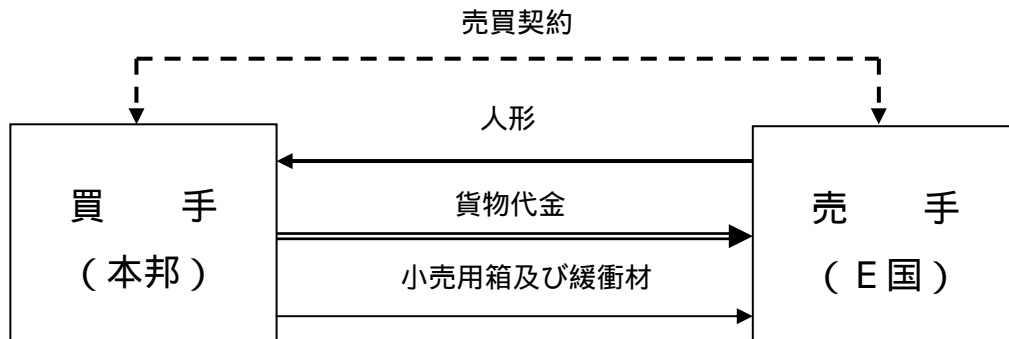


21. 買手が無償提供する小売用箱及び緩衝材の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から人形を購入（輸入）します。

当社は、本邦で調達した輸入貨物に使用する小売用箱及び小売用箱内の製品を保護するための緩衝材（小売用箱の中に入れる緩衝材）を、売手に無償で提供しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供する小売用箱及び緩衝材に要する費用の額は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供する小売用箱及び緩衝材に要する費用は、輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、貴社により無償で提供された輸入貨物に組み込まれる材料、部分品又はこれらに類するものに要する費用として、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供される場合には、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合にはその取得価格によることとされています。

上記の取引において、貴社（買手）により無償で提供された小売用箱及び緩衝材は、輸入貨物に組み込まれる材料、部分品又はこれらに類するものに該当しますので、小売用箱及び緩衝材に要した費用の額は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法基本通達4-12

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)